

○厚生労働省令第百五十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十七日

厚生労働大臣 三井 辨雄

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九十一号を第九十九号とし、第八十七号から第九十号までを八号ずつ繰り下げ、第八十六号を第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四 五―ヨードインダン―二―アミン及びその塩類

第一条中第八十五号を第九十二号とし、第五十八号から第八十四号までを七号ずつ繰り下げ、第五十七号を第六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十四 一―(ベンゾフラン―六―イル)プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第五十六号を第六十二号とし、第四十三号から第五十五号までを六号ずつ繰り下げ、第四十二号を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十八 二―フェニル―二―(ピペリジン―二―イル)酢酸エチルエステル及びその塩類

第一条中第四十一号を第四十六号とし、第二十五号から第四十号までを五号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 二―(四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル)―N―(二―メトキシベンジル)エタンアミ

ン及びその塩類

第一条中第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十六号とし、第二十一号を第二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十四 (四―エチルナフタレン―一―イル) (二―メチル―一―ペンチル―一H―インドール―三―イ

ル)メタノン及びその塩類

二十五 一—(四—エチルフェニル) —二—(メチルアミノ)プロパン—一—オン及びその塩類

第一条中第二十号を第二十二号とし、第十四号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 一—(一H—インドール—五—イル)プロパン—二—アミン及びその塩類

第一条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 N—(一—アミノ—三—メチル—一—オキソブタン—二—イル) —一—(四—フルオロベンジル) —

一H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表中一—(四—メトキシフェニル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

五—ヨードインダン—二—アミン、その塩類及び

これらを含む物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。